平成２２年（フ）第１４４号
神戸市須磨区車字菅ノ池1351番地の３グレーシィ須磨壱番館308号
債務者　逢坂　冷子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６８号
兵庫県加古川市上荘町国包370番地
債務者　萩原　省吾
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成22年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４５号
広島県安芸郡熊野町大字川角637番地の２
債務者　中川計装こと　中川日出男
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成22年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３号
兵庫県赤穂市加里屋中洲２丁目33番地
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　恒徳
4　破産債権の届出期間　平成22年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５２号
神戸市須磨区神撫町１丁目３番５号グリーンヒル神撫403、従前の住所大阪府豊中市島江町１丁目３番３―502号
債務者　田中メリヤスこと　田中　清治
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　展也
4　破産債権の届出期間　平成22年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８号
広島県呉市仁方西神町１番25号
債務者　松本　光子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２号
宮崎県都城市年見町３―４　年見第８マンション833号室、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田3618番地９
債務者　中島　　修
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７５号
仙台市宮城野区東仙台４丁目６番８号　コーポ小野寺203
債務者　高須　　一
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
宮城県多賀城市高崎３丁目27番30―202号　グランドパレス
債務者　佐々木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
秋田市桜１丁目５番55号
債務者　小岩井　亮
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０号
神戸市東灘区渦森台２丁目７―102号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破４丁目１番49号　グランドール大鳥302
債務者　水津　英和
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県伊丹市池尻１丁目388番地コージーハイツ201号
債務者　長尾シールこと　長尾　隆司
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５５９号
熊本市二本木４丁目３番６号
債務者　井野　宏昭
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部